

## 特定調停 Q&A

Q 特定調停で成立する内容は、どのようなものですか？

A 公正かつ妥当で経済的合理性を有するものです。つまり、実質的に公平で、法律などに違反するものでなく、債務者の事業の建て直しのために適切なものであって、しかも、そのような内容の合意をすることが当事者双方にとって経済的に合理的であるものです。

Q 申立ては、どうすればよいのですか？

A 申立てのときには、特定調停の手続を利用したいことを明らかにしてください。また、毎月どれくらいの額なら支払えるのか、返済期限をどのくらい猶予してもらいたいのかも示してください(法人の場合は、労働組合の名称なども明らかにしてください。)。

Q 申立てのときに提出する資料としては、具体的にはどのようなものがありますか？

A 例えば、

- ①資産(不動産、自動車、機械、預貯金、売掛金、手形債権など)の一覧表
  - ②債権者及び担保権者の一覧表
  - ③事業の状況がわかるもの  
(貸借対照表、損益計算書、資金繰表、会計帳簿などの写し)
  - ④借り入れの内容がわかるもの(契約書などの写し)
  - ⑤これまでの返済の内容がわかるもの(領収証などの写し)
- などをできるだけ多く準備して、提出してください。

Q 債権者が特定調停手続の中で債権放棄などをした場合、税務上の取扱いはどうなるのですか？

A 債権者が特定調停手続の中で債権放棄などをした場合、その損金への算入等の取扱いについては、最終的には税務当局で判断されることになりますから、不明な点があれば、手続が終了するまでに、税務署にご相談されることをお勧めします。

詳しくは、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

裁判所 特定調停とは  

# 特定調停

の申立てをされる方のために

事業を行っている方のために

事業の再建を図るために返済方法などを  
債権者と話し合う手続です。



最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

# 特定調停手続の流れ

